

## 富岡市児童養護施設退所者等自立生活支度金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、富岡市内の児童養護施設、ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居をいう。以下同じ。）又は里親家庭における養育（以下「社会的養護」という。）の終了後、実親家庭等への復帰が見込めず、自立生活を始める者に対して、予算の範囲内において第3条で定める生活支度金（以下「自立生活支度金」という。）を支給し、経済的支援を行うことにより、自立の促進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 自立生活支度金の支給を受けることができる者は、富岡市内において社会的養護を受けている者で、就職及び進学により社会的養護が終了し、初めて自立生活を送らなければならないものであって、親族等からの援助が望めず、自立生活準備費用の捻出が困難な状況にあると児童養護施設、ファミリーホーム又は里親家庭の代表者が認めた者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (支給額等)

第3条 自立生活支度金の支給額は20万円とし、支給は対象者1人につき1回限りとする。

### (支度金の使途)

第4条 自立生活支度金の使途は、自立生活を始めるために必要な費用とする。

### (申請及び決定)

第5条 自立生活支度金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童養護施設退所者等自立生活支度金支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、申請書を受理した日から2週間以内に、児童養護施設退所者等自立生活支度金支給決定通知書（様式第2号）又は児童養護施設退所者等自立生活支度金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (支給方法)

第6条 市長は、自立生活支度金の支給を決定したときは、速やかに当該自立生活支度金を支給するものとする。

### (その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

児童養護施設退所者等自立生活支度金支給申請書

年 月 日

富岡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

自立生活支度金の支給を受けたいので、富岡市児童養護施設退所者等自立生活支度金支給事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童養護施設 <input type="checkbox"/> ファミリーホーム <input type="checkbox"/> 里親家庭								
生 年 月 日	年          月          日								
自立の概要 (就職先) (進学先)									
金 融 機 関	銀行・信金 信組・農協						本店・支店 支所		
口 座 番 号	普 通	口座番号							
	当 座								
フリガナ									
口 座 名 義									
上記申請者が自立生活支度金の対象者であることを認める。									
施設名									
所在地									
代表者 <span style="float: right;">Ⓜ</span>									

※「施設等の種類」欄は、該当する□にチェック (☑) してください。

※金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号の記載された通帳の写しを添付してください。

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

富岡市長



児童養護施設退所者等自立生活支度金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった自立生活支度金の支給について、富岡市児童養護施設退所者等自立生活支度金支給事業実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定内容 自立生活支度金支給額 金200,000円

様式第3号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

富岡市長



児童養護施設退所者等自立生活支度金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自立生活支度金の支給について、富岡市児童養護施設退所者等自立生活支度金支給事業実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり支給しないことと決定したので、通知します。

(理由)